

川口の農業だより

令和5年9月 No.98

新たに12名の農業委員が任命されました

会長あいさつ

川口市農業委員会会長 松澤 正久

令和5年7月20日に奥ノ木信夫市長から任命された12名の農業委員の互選により、引き続き3期目の会長として大役を仰せつかることになりました。

令和5年4月から農地取得時の下限面積「別段の面積」が撤廃されるなど農地制度が改正される中、農業委員会では、農地法等の法令に基づく許認可業務に加え、農地利用の最適化活動として川口市農地バンク制度の活用や農地パトロールなどの活動に積極的に取り組んで参りました。

皆様には、本市の農地の維持及び農業の発展に向け、引き続き委員会活動に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

3年間どうぞよろしく願いいたします。



令和5年7月20日に市長の招集により第1回農業委員会会議が開催され、新たに12名の農業委員が任命されました。

また、会長には松澤正久氏、会長職務代理者には前田健造氏が互選されました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の紹介を2面に掲載



「子ども農業ふれあい教室」が開催されました

第43回たたら祭りに設置された「みどりコーナー」において、野菜の育て方等について学ぶ子ども向けの講座「子ども農業ふれあい教室」が開催されました。子どもたちは暑さに負けず、種の蒔き方や水やりの方法など野菜作りについて真剣な表情で学んでいました。



編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

【農業委員】



会長
松澤 正久



会長職務代理者
前田 健造
南平、青木、芝、横曽根、中央
及び鳩ヶ谷地区



森 京子
神根地区



飯塚 秀行
新郷地区



小櫃 敏文
安行及び戸塚地区



山岡 佐智子
神根地区



豊田 満
戸塚地区



中田 裕子
安行地区



中山 憲治
安行地区



沖田 保
安行地区



伊藤 勝博
神根地区



中山 正二
神根地区

【農地利用最適化推進委員】



船津 新一



細田 敏雄

令和5年7月26日の第2回農業委員会会議にて2名の委員が委嘱されました。

長きに渡り農業委員としてご尽力いただきありがとうございました。

〈退任農業委員〉

山岡 孝 様、山崎 豊 様、茅野 和廣 様、中村 浩幸 様、高山 豊江 様
早船 輝明 様、加藤 吉江 様

川口市内の農業者で初 S-GAP 実践農場化

元農業委員であり、現農政審議会委員でもある中山栄次さんが市内農業者で初めて、埼玉県独自のGAP規範である「S-GAP」の実践農場として評価されました。



※令和5年3月2日の交付式の模様（左が中山栄次さん、右がさいたま農林振興センター福島所長）

【S-GAP とは】

そもそも GAP とは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことです。農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすることを意味しています。

埼玉県では、平成26年度にGAPの取組のさらなる普及に向けて、独自のGAP規範である「S-GAP」を策定しました。現在、埼玉県はこのS-GAPに基づき、県内農家に向け、農業の安全・安心の向上を目指した「埼玉県農業生産安全確認運動」を推進しています。

農地の取得における下限面積「別段の面積」の廃止について

令和5年4月から農地法第3条第2項第5号における
下限面積「別段の面積」が廃止されました。



川口市農業委員会では、平成30年12月1日より農地取得における下限面積「別段の面積」を30アールと定めたものですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定により農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号が削られ、同法の施行日である令和5年4月1日以降、下限面積「別段の面積」の要件は廃止となりました。



川口市産の梅を使った梅酒 販売!

川口市で「まるはらいとう農園」を営み、農業委員でもある伊藤勝博さんが収穫した梅を使用した梅酒が製造されました。



こちらの梅酒は熊谷市にある権田酒造が製造したもので、日本酒と蜂蜜を混ぜたものに1年間梅を漬け込んで仕上げたものです。梅酒のラベルのデザインは川口市内のデザイン会社のコマドデザインが手がけました。こちらの梅酒は



川口市立グリーンセンター内にある「武蔵野うどん あらい」にて販売されています。

このような異業種が連携して、川口市を盛り上げようとする取組みが今後広がっていくことが期待されます。

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、農地法の規定に基づき、遊休農地の実態把握、発生防止及び解消のため、農地パトロール（利用状況調査）を行っています。

今年も例年どおり9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員により農地パトロールを実施しますので、農地の適正な管理をお願いいたします。

なお、調査の結果、遊休農地の所有者に対し、今後の農地の利用について意向を確認する場合がありますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。



お問合せ：農業委員会事務局総務係 電話：048-271-9214

農業者年金に加入しましょう

○農業に従事するかたが加入している国民年金だけでは豊かな老後の生活には十分とは言えません。農業者年金は国民年金の上乗せ年金として、農業に従事されるかただけが加入できる公的年金制度です。

○以下の①～③の要件をすべて満たすかたが加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事されているかた
- ③20歳以上60歳未満のかた



※厚生年金や国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できません。

お問合せ：農業委員会事務局総務係 電話：048-271-9214